

外為オプション取引に係るご注意

- ◆ 本取引は、金融商品取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り、訪問・電話による勧誘はできない取引です

(注1)。

※この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。なお、当社では取引の勧誘を目的とした電話や個別訪問を一切行わないことを「勧誘方針」にて表明しています。

本取引は、法令・諸規則等により、取引の内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。 ※ 取引の内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- ◆ 弊社によるご説明や、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- ◆ お取引に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社「お客様サポート」までご連絡ください。なお、お取引についてのトラブル等は、下記のADR(注2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みもご利用いただけます。

お問合せ先 : 特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター (F I N M A C C)

フリーダイヤル : 0120-64-5005 (通話料無料)

ご利用可能時間 : 9:00~17:00 (平日のみ)

(注1)ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- 当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合
- 勧誘の日前1年間に、2回以上のお取引をいただいたお客様および勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合
- 外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人のお客様であって、お客様の保有する資産及び負債に係る為替変動による損失の可能性を減殺することを目的とする場合

(注2)ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

株式会社FXプライムbyGMO

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第259号

お客様サポート: 03-5489-2511

受付時間: 月曜日から金曜日までの9:00~17:00(平日のみ)

契約締結前交付書面

「『選べる外為オプション』取引説明書」

「『選べる外為オプション』取引約款」

2018年9月

株式会社FXプライムbyGMO

店頭通貨バイナリーオプション取引は、元本あるいは利益を保証した金融商品ではなく、取引対象である通貨の価格あるいは金利の変動等により損失が生ずることがあります。店頭通貨バイナリーオプション取引は、最大でオプションの購入金額相当額の損失が発生します。大きな利益を得られることがある反面、大きな損失を被ることもあります。お客様におかれましては、取引を行われる前に、本「契約締結前交付書面」を熟読され、本取引の仕組みやリスクを十分にご理解いただいた上で、ご自身の資力、知識、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断される場合にのみ、ご自身の責任において取引されますようお願いいたします。

目 次

【『選べる外為オプション』取引説明書】	本紙
1. 『選べる外為オプション』取引のリスク等重要事項について……………	3
2. 金融商品取引業者の店頭デリバティブ取引行為に関する禁止行為……………	6
3. 勧誘方針……………	8
4. 店頭通貨バイナリーオプション取引『選べる外為オプション』について……………	9
5. 店頭通貨バイナリーオプション取引『選べる外為オプション』の手続きについて……………	15
6. 会社概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について……………	17
＜付＞ 外国為替及び店頭通貨バイナリーオプション取引用語集……………	18
【『選べる外為オプション』取引約款】……………	別紙

【『選べる外為オプション』取引説明書】

この説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様に交付する書面で、同法 2 条第 22 項第 4 号に規定する店頭デリバティブ取引のうち、ヨーロッパタイプ店頭通貨バイナリーオプション取引『選べる外為オプション』について説明します。

『選べる外為オプション』取引のリスク等重要事項について

店頭通貨バイナリーオプション取引は、金融商品取引法、同法に関する政令及び内閣府令が適用される取引です。以下の記載事項を熟読いただき、その内容を十分ご理解ください。

店頭通貨バイナリーオプション取引『選べる外為オプション』は、元本あるいは利益を保証した金融商品ではなく、以下のように様々なリスクを伴うことから、取引対象である通貨の価格あるいは金利の変動等により、お客様が大きな損失を被る可能性もあります。お客様におかれましては、取引を行われる前に本書面を熟読され、店頭通貨バイナリーオプション取引の仕組みやリスクを十分にご理解いただいた上、ご自身の資力、知識、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断される場合のみ、ご自身の責任において取引されますようお願いいたします。

1. 為替相場・金利相場変動リスク

- ① 『選べる外為オプション』は、通貨を原資産とするオプション取引です。投資元本を保証した取引ではなく、外国為替相場等の変動により投資元本のすべてを失うおそれのあるリスクの高い金融商品です。
- ② 『選べる外為オプション』は、将来の一定期日の外国為替相場水準により、あらかじめ定められた金額（以下、「ペイアウト金額」といいます）を受け取る権利を購入する取引です。取引には期限があり、期限到来時に一定条件を満たした場合はペイアウト金額を受け取ることができますが、条件を満たさなかった場合は購入金額全額が損失となります。ペイアウト金額の受取の可否は、期限到来時の外国為替相場に基づき、システム上で自動的に判定・実行されます（これを「自動権利行使」といいます）。
- ③ 『選べる外為オプション』では、取引時間内において一定時間毎に回号を設定します。すべての回号において、新規取引はオプションの購入のみが可能です。新規取引としてオプションを売却することはできませんが、購入したオプションは同一回号中に売却することができます。購入したオプションの全数量を売却した場合には、ペイアウト金額を受け取る権利はなくなり、売却金額と購入金額との差額がお客様の損益となります。売却時には、オプションの取引価格の変動により損失が発生する場合があります。
- ④ お客様がオプションを購入する場合の取引価格（購入価格）と購入したオプションを売却する場合の取引価格（売却価格）の間にはスプレッドがあります。取引価格は、外国為替相場、ボラティリティ（相場変動率）、権利行使価格（ペイアウト金額を授受するための条件となる価格）、権利行使期間（期限までの残存時間）、対象通貨の金利等により変動しますが、相場状況によっては、取引価格のスプレッドが拡大する、あるいは意図した取引ができないことにより、損失が発生する可能性があります。

2. 信用リスク

『選べる外為オプション』は、お客様との相対取引です。したがって、当社の信用状況によっては、お客様が損失を被る可能性もあります。また、当社のカバー取引先または GMO クリック証券株式会社のカバー取引先金融機関の財務状況の変化は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、その結果、お客様が損失を被る危険性があります。

当社のカバー先金融機関

商号または名称：GMO クリック証券株式会社
業務内容：金融商品取引業（証券業）

[GMO クリック証券株式会社のカバー取引先金融機関]

商号または名称：JP モルガン・チェース銀行
業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：米国通貨監督局、米国連邦準備理事会

商号または名称：シティバンク, エヌ・エイ・ロンドン

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：英金融行為監督機構、英健全性監督機構

商号または名称：ドイツ銀行

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：英金融行為監督機構、英健全性規制機構

商号または名称：コメルツ銀行

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：ドイツ連邦金融監督庁

商号または名称：バークレイズ・バンク・ピーエルシー（バークレイズ銀行）

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：英金融行為監督機構、英健全性監督機構

商号または名称：ユービーエス・エイ・ジー（銀行）

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：スイス連邦銀行委員会

商号または名称：ゴールドマン・サックス・インターナショナル（Goldman Sachs International）

業務内容：証券業

監督を受ける外国当局：英金融行為監督機構、英健全性監督機構

商号または名称：バンク・オブ・アメリカ, エヌ・エイ

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：米国通貨監督局、米国連邦準備理事会

商号または名称：モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー PLC

業務内容：証券業

監督を受ける外国当局：英金融行為監督機構、英健全性監督機構

商号または名称：香港上海銀行（The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited）

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：香港金融管理局（香港 HKMA）

商号または名称：株式会社三井住友銀行

業務内容：銀行業

商号または名称：ビー・エヌ・ピー・パリバ

監督を受けている外国当局の名称：フランス金融市場庁

業務内容：銀行業

商号または名称：三菱 UFJ 銀行

業務内容：銀行業

商号または名称：ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：英金融行為監督機構、英健全性監督機構

商号または名称：株式会社みずほ銀行

業務内容：銀行業

商号または名称：ソシエテ・ジェネラル

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：フランス金融健全性監督破綻処理機構、欧州中央銀行

商号または名称：オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：オーストラリア健全性規制庁

商号または名称：ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー

業務内容：銀行業

監督を受ける外国当局：英金融行為監督機構、英健全性監督機構

商号または名称：エックス・ティー・エックス・マーケッツ・リミテッド

業務内容：リクイディティプロバイダー

監督を受ける外国当局：英金融行為監督機構、英健全性監督機構

なお、お客様からお預かりする現金預託金は、当社の資産とは区分してみずほ信託銀行（銀行業）の信託口座にて管理（金銭信託）します。みずほ信託銀行の信託口座へ入金されるまでの間は、法令の定める金融機関（みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、ジャパンネット銀行、楽天銀行、住信SBIネット銀行、セブン銀行、ゆうちょ銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行）における保証金入金専用の預金口座にて当社の資産とは区分して管理します。

3. 流動性リスク

『選べる外為オプション』の取引は、各国の通貨の売買に係る取引です。日本円を始め当社が扱っている通貨は、通常高い流動性が確保されています。また、当社は、お客様の注文をカバーすることにより、できる限り高い流動性を確保するよう努めています。しかし、主要国の休日やニューヨークの夕刻等取引が不活発な時間帯においては、レートを提示することが困難になる場合があります。また、天災地変、戦争、政変あるいは外国為替取引の規制等特殊な状況が発生した場合にも、開催中の回号を中断あるいは開始前の回号を中止することがあります。

4. 取引システムリスク

電子取引システムを利用した取引には、独自のリスクが生じます。お客様のコンピュータ、あるいは当社のコンピュータ・システム等の故障・誤作動、または第三者が提供する『選べる外為オプション』の取引に係るコンピュータ・システム、通信回線等、『選べる外為オプション』の取引に係るシステムの故障・誤作動（電力供給制限等によるコンピュータ・システム等の停止も含む）によりお客様に損失が生じる場合には、お客様がすべての責任を負うこととなります。また、電子取引システムを利用されるお客様の個人情報が窃盗等により漏洩した場合に、その情報が第三者に悪用される等のリスクもあります。

5. 取引手数料

『選べる外為オプション』の取引手数料は無料です。

6. クーリング・オフ

お客様から店頭通貨バイナリーオプション取引の注文を受けたときは、当社は直ちに当該注文を執行いたします。お客様は、当該注文成立後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリング・オフ）することはできません。

※上記は、当社の扱う店頭通貨バイナリーオプション取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明したものであり、本取引から生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。

※カバー取引は、お客様が当社と行われる『選べる外為オプション』の取引から独立した取引です。したがって、カバー取引先として記載されている上記金融機関は、お客様が行われる『選べる外為オプション』の取引につ

いて、お客様の取引相手方となるものではなく、お客様の保証金その他の現金預託金や取引から発生し得る損失その他お客様の取引の内容もしくは決済、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。また、上記金融機関は、お客様が行われる『選べる外為オプション』の取引やカバー取引に関するお問い合わせに応じることは、一切ありません。

金融商品取引業者の店頭デリバティブ取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、お客様を相手方とした店頭デリバティブ取引、またはお客様のために店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎもしくは代理を行う行為（以下「店頭デリバティブ取引行為」という）に関して、次のような行為は禁止されていますので、ご注意ください。

- a. 店頭デリバティブ取引契約（お客様を相手方とし、またはお客様のために店頭デリバティブ取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じ）の締結またはその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為
- b. お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為
- c. 店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問または電話をかけて、店頭デリバティブ取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者および勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります）に対する勧誘および外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます）
- d. 店頭デリバティブ取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- e. 店頭デリバティブ取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じ）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または勧誘を受けたお客様が当該店頭デリバティブ取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- f. 店頭デリバティブ取引契約の締結または解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為
- g. 店頭デリバティブ取引について、お客様に損失が生ずることになり、またはあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部もしくは一部を補てんし、または補足するため当該お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- h. 店頭デリバティブ取引について、自己または第三者がお客様の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはお客様の利益に追加するため当該お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様またはその指定した者に対し、申し込み、もしくは約束し、または第三者に申し込ませ、もしくは約束させる行為
- i. 店頭デリバティブ取引について、お客様の損失の全部もしくは一部を補てんし、またはお客様の利益に追加するため、当該お客様または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為
- j. 本書面の交付に際し、本説明書の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況および店頭デリバティブ取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと
- k. 店頭デリバティブ取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を

する行為

- l. 店頭デリバティブ取引契約につき、お客様もしくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、またはお客様もしくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます）
- m. 店頭デリバティブ取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行もしくは脅迫をする行為
- n. 店頭デリバティブ取引契約に基づく店頭デリバティブ取引行為をすることその他の当該店頭デリバティブ取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為
- o. 店頭デリバティブ取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または保証金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- p. 店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該店頭デリバティブ取引契約の締結を勧誘する行為
- q. あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により店頭デリバティブ取引をする行為
- r. 個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます）もしくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の店頭デリバティブ取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として店頭デリバティブ取引をする行為
- s. 店頭デリバティブ取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量および価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます）
- t. 店頭デリバティブ取引行為につき、お客様に対し、当該お客様が行う店頭デリバティブ取引の売付または買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- u. 通貨関連デリバティブ取引（店頭デリバティブ取引を含みます v. において同じ）につき、お客様が預託する保証金額（計算上の損益を含みます）が金融庁長官が定める額（想定元本の4% v. において同じ）に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること
- v. 通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻におけるお客様が預託した保証金額（計算上の損益を含みます）が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託させることなく取引を継続すること
- w. お客様にとって不利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって不利な場合）には、お客様にとって不利な価格で取引を成立させる一方、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合（注文時の価格より約定価格の方がお客様にとって有利な場合）にも、お客様にとって不利な価格で取引を成立させること
- x. お客様にとって不利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲を、お客様にとって有利な価格で取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること
- y. お客様にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

勧誘方針

当社は、以下の方針に則して適切な勧誘を行います。

1. 当社は、お客様ご自身の資力、知識、取引経験及び取引目的等に照らして、適切な商品説明を行い、商品内容、リスクを十分にご理解いただくよう努めます。お客様に交付する「契約締結前交付書面」その他の書類、当社ホームページ等において、適切なお説明、ご案内を行い、お客様からのご要望があれば、口頭にてご説明いたします。
2. インターネットを媒体とする外国為替取引業者である当社の勧誘は、ホームページ、メールマガジン等の媒体を中心に行い、取引の勧誘を目的とした電話や個別訪問は、一切行いません。
3. 当社は、金融商品取引法を始めとする関係法令諸規則の遵守、徹底を確保するための社内管理態勢の整備、強化に努めます。
4. 当社は、適切な勧誘が行われるよう、役職員に対し十分な研修を行います。また、当社の役職員は、個々においても専門知識の習得、研鑽に常に努めます。
5. 当社は、お客様により質の高いサービスをご提供するため、お客様からの取引等についてのご意見をいつでも承ります。

店頭通貨バイナリーオプション取引『選べる外為オプション』について

・店頭通貨バイナリーオプション取引『選べる外為オプション』の概要

『選べる外為オプション』は、金融商品取引法その他の関係法令及び一般社団法人金融先物取引業協会の規則が適用されるバイナリーオプション取引です。

バイナリーオプション取引とは、取引対象となる原資産の価格があらかじめ定めた一定の条件を満たした場合に一定の金銭を受け取ることのできる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約するオプション取引のことです。『選べる外為オプション』は、通貨を取引対象の原資産とする店頭通貨バイナリーオプション取引です。

1. 取扱オプションの種類

『選べる外為オプション』取引は、取引期限（回号終了時点）においてのみ、ペイアウト金額の授受を判定・実行するヨーロピアンタイプのオプション取引です。オプションのタイプは以下の2種類があります。

①ラダーバイナリーコールオプション

回号終了時点の外国為替相場が権利行使価格以上の水準となった場合にのみ、ペイアウト金額を受け取ることができるオプション

②ラダーバイナリープットオプション

回号終了時点の外国為替相場が権利行使価格未満の水準となった場合にのみ、ペイアウト金額を受け取ることができるオプション

2. 取引通貨ペア

米ドル/円、ユーロ/円、ポンド/円、豪ドル/円、ユーロ/米ドル

3. 取引時間

月曜日～金曜日 日本時間午前8時～翌午前4時

※インターバンク市場の流動性が低くなるクリスマスや年末年始等の時期については、別途定めることとし、詳細は、当社ホームページ上でご案内します。

4. 回号

全通貨ペア共通で、各回号を2時間ごとに繰り返し開催します。

回号	開催時間（日本時間）	回号	開催時間（日本時間）
第1回号	午前8時～午前10時	第6回号	午後6時～午後8時
第2回号	午前10時～午後0時	第7回号	午後8時～午後10時
第3回号	午後0時～午後2時	第8回号	午後10時～午前0時
第4回号	午後2時～午後4時	第9回号	午前0時～午前2時
第5回号	午後4時～午後6時	第10回号	午前2時～午前4時

ただし、各回号とも終了時刻2分前から取引（新規購入、保有ポジションの売却）ができなくなりますので、ご

注意ください。

※外国為替相場の急変やインターバンク市場における流動性の低下等によりお客様への価格提示が困難であると当社が判断した場合、システム障害が発生した場合、あるいはお客様との取引やカバー取引により当社の財務の健全性に重大な影響が及ぶような事態が発生した場合には、開催中の回号を中断または開催前の回号を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5. 取引単位

全通貨ペア共通で、1枚単位で取引できます。

ペイアウト金額は、1枚あたり1,000円です。

6. 取引限度額

取引については以下の限度額が設定されています。

- ・1注文あたりの取引上限：200枚
- ・1営業日あたりの取引上限：10,000枚（全通貨ペア合計）

※上記取引上限とは別に、お客様が当社に申告された「投資可能額」に応じた保有上限枚数（同時に保有できる取引枚数の上限）が設定され、その保有上限枚数は取引画面上でご確認できます。

7. 取引に必要な資金額

1枚あたりの取引に必要な資金額は、取引価格として表示されます。取引価格は外国為替相場等の状況により変動しますが、1枚あたり最大1,000円となります。取引価格については、後述「12. 取引価格」をご参照ください。

8. 手数料

『選べる外為オプション』取引手数料は無料です。

9. レートおよび価格の提供者

取引画面に表示される価格（原資産価格、権利行使価格、取引価格、および判定価格）は、GMOクリック証券株式会社（以下、「ASP提供元」）が提供します。

※呼値の単位は以下のとおりです。

- ・原資産価格・判定価格…対円通貨ペアは0.001円、対ドル通貨ペアは0.00001ドル
- ・権利行使価格…対円通貨ペアは0.01円、対ドル通貨ペアは0.0001ドル
- ・取引価格…各通貨ペア1円

※市場の流動性が乏しい等の状況により、ASP提供元がインターバンク市場の最新の価格を参照できない場合には、取引時間内であっても当社は取引価格を提示しない場合があります。その場合、お客様は当該通貨ペアに係る注文を行うことができません。また、市場の値動きが荒い等の状況により、インターバンク市場において約定できるレートおよび価格が提示されていないときは、お客様の注文を受け付けない場合があります。

10. 外国為替相場（原資産価格）

取引画面に表示される外国為替相場（原資産価格）は、インターバンク市場において取引されている最新の為替

レートを参照・生成した為替レート（配信レート）の買値(ASK)と売値(BID)の仲値(MID)を提示しています。

※MID レートは、対円通貨ペアは小数点第 4 位以下、対ドル通貨ペアは小数点第 6 位以下を切り捨てて算出します。

※市場の流動性が乏しい等の状況により、ASP 提供元がインターバンク市場の最新の価格を参照・生成できない場合は、取引時間内であっても当社は取引レートを表示しない場合があります。その場合、お客様は当該通貨に係る注文を行うことができません。また、市場の値動きが激しい等の状況により、インターバンク市場において約定できるレートが提示されていないときは、お客様の注文を受け付けられない場合があります。

11. 権利行使価格

権利行使価格は、バイナリーオプション取引においてペイアウト金額を授受するための条件となる価格です。『選べる外為オプション』取引では、各回号の開始 1 分前に、その時点の外国為替相場を基準として上下対称的に権利行使価格を複数設定します。なお、開催中の回号については、権利行使価格を追加設定することはありません。

※権利行使価格は、ASP 提供元が提示する各通貨ペアの MID レート（対円通貨ペアは小数点第 2 位以下、対ドル通貨ペアは小数点第 4 位以下を四捨五入）を基準に設定します。

※権利行使価格の設定数・間隔は、インターバンク市場の流動性や外国為替相場のボラティリティ等を勘案して設定されます。重要な経済指標やイベントが予定されている場合や市場の流動性が乏しい等の状況が発生している場合には、回号毎に権利行使価格の設定数や間隔が変わることがあります。

12. 取引価格

各権利行使価格について、ペイアウト金額を 1,000 円とした場合の取引価格を提示します。取引価格は、オプションの価値を表すものであり、プレミアムあるいはオプション料とも呼ばれます。

取引画面上には、お客様がオプションを購入する場合の取引価格（購入価格）と、お客様が購入したオプションを売却する場合の取引価格（売却価格）の両方が提示されます。なお、2 つの価格の間にはスプレッドがあります。

※取引価格は、オプション取引の理論モデルのひとつである「ブラック・ショールズモデル」を修正した計算モデルに基づいて算出されます。「ブラック・ショールズモデル」では、原資産価格（外国為替相場）、権利行使価格、ボラティリティ（相場変動率）、権利行使期間（期限までの残存時間）、対象通貨の金利が取引価格の決定要素となっており、これらの変化により取引価格も変動します。理論的には、権利行使条件が同一となっているコールオプションとプットオプションの取引価格の和はペイアウト金額と等しくなりますが、実際の取引価格の算出にあたっては、ヘッジ取引に係るリスクプレミアム等を加味して取引価格を算出しますので、理論価格とは異なる値となります。また、同様の理由から、取引価格のスプレッドも変化します。

※オプションの理論価格の計算に用いられるボラティリティには、ヒストリカル・ボラティリティ（原資産に対する過去の変動率の実測値に基づくボラティリティ）とインプライド・ボラティリティ（原資産に対する将来の変動率を予測したボラティリティで、実際に市場で取引されているオプションの価格から逆算した値）がありますが、店頭通貨バイナリーオプション取引ではオプション価格を常時参照できる市場がないため、『選べる外為オプション』取引の取引価格の算出時にはヒストリカル・ボラティリティを使用します。

※外国為替相場の急変やインターバンク市場における流動性の低下等の状況によっては、取引価格のスプレッド

が広がる場合があります。

※取引価格が0円またはペイアウト金額と同額(1,000円)となる場合があります、これらのような価格で行う取引は経済合理性を欠くものとなります。

※取引価格が1,000円るときには、経済合理性を欠くため注文を受け付けない場合があります。

※取引約定時には、取引画面に表示されている取引価格と約定価格との間に差異(スリッページ)が発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

13. 判定価格

判定価格とは、購入したオプションを回号終了時まで保有した場合に、回号終了時点においてペイアウトの受取の判定に使用する為替レートのことで、回号終了直前(売買期限以降)に最後に更新された原資産価格(「10. 外国為替相場(原資産価格)」を参照)を使用します。

※何らかの理由により回号終了時に最新の為替レートを参照・生成できなかった場合には、Bloomberg社が同時点で配信したレート(BIDレートとASKレートの中間値)を判定価格として使用します。

14. 注文の方法

『選べる外為オプション』は、インターネット経由によるお取引です。電話によるお取引はいかなる場合でも一切受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

15. 注文の種類

『選べる外為オプション』取引では、新規購入のための注文、および、購入したオプション(ポジション)を売却するための注文のみを受け付けます。新規取引としてオプションを売却することはできません。また、注文方式は成行注文のみとなっており、指値注文・逆指値注文はありません。

16. 注文の受付・執行方法及びスリッページについて

お客様の注文は、受注サーバに到達した順に受け付けられ、約定の処理を行います。しかしながら、お客様のご注文がお客様の端末から受注に至るまでの通信時間および約定の処理時間により、発注時の画面表示上の取引価格(以下、「表示価格」と約定処理時点の取引価格(以下、「配信価格」と)の間に価格差(以下、「スリッページ」)が発生する可能性があります。「スリッページ」は、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。

『選べる外為オプション』では、発注時にお客様が許容できるスリッページ幅を注文画面内設定画面で設定することができます。お客様がスリッページ許容幅を設定し発注した場合、お客様の注文を受注サーバで受け付けた後の配信価格が表示価格と一致するか、配信価格がお客様の設定したスリッページ許容幅の範囲内となる価格であれば、お客様の注文は当該配信価格ですべての枚数が約定し、設定スリッページ許容幅を超えている場合には、当該注文は失効します。スリッページ許容幅を設定せずに成行注文を発注することもできますが、相場急変時はスリッページが想定以上に拡大する場合がありますので、ご注意ください。なお、為替相場の変動が激しい場合には、スリッページ許容幅の設定の有無にかかわらず、配信価格が有効な取引価格ではないものとして注文を受け付けない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

17. ペイアウト金額の受取に係る判定および取引成立の報告

約定したオプションは、各回号の終了時刻の判定価格を基準として、自動的にペイアウトの受取の判定が行われます（以下、「自動権利行使」）判定方法は以下のとおりです。

①ラダーバイナリーコールオプション

回号終了時点の判定価格が権利行使価格以上の水準となった場合（判定価格 \geq 権利行使価格）のみ、ペイアウト金額の入金処理を行います。権利行使価格未満の水準となった場合にはペイアウト金額を受け取ることができません。

②ラダーバイナリープットオプション

回号終了時点の判定価格が権利行使価格未満の水準となった場合（判定価格 $<$ 権利行使価格）のみ、ペイアウト金額の入金処理を行います。権利行使価格以上の水準となった場合にはペイアウト金額を受け取ることができません。

※ペイアウト金額の受取がある場合には、判定終了後、速やかにお客様の『選べる外為オプション』取引口座へ入金します。

※開催中の回号が中断となった場合、回号終了時点でも判定対象となるオプションが残存しているときには、その回号終了時点の外国為替相場に基づきペイアウト金額の受取の判定を行います。ただし、システム障害等で判定処理が正常に機能しない場合においては、この限りではありません。

18. 取引の相手方

当社がお客様から『選べる外為オプション』取引に関する注文を受けた場合には、当社がお客様の相手方となって取引を成立させます。

19. 両建て取引について

お客様保護の観点から、経済合理性を欠く両建て取引は禁止します。

※両建てとは、同一権利行使価格のコールオプションとプットオプションの両方を購入する取引を指します。

20. 取引代金の授受

お客様が、『選べる外為オプション』取引に基づき発生する債務を履行する方法は、必要な額を日本円により入金する方法に限るものとします。『選べる外為オプション』取引の購入金額は、各回号の取引約定時に当社におけるお客様の『選べる外為オプション』取引口座より差し引くことにより徴収します。購入金額は取引数量 \times 取引価格（購入価格）となります。

購入したオプションを売却した場合の売却金額については、売却取引約定時に、当社におけるお客様の『選べる外為オプション』取引口座に入金します。売却金額は取引数量 \times 取引価格（売却価格）となります。ペイアウト金額については、各回号のペイアウトに係る判定終了後、速やかに当社におけるお客様の『選べる外為オプション』取引口座に入金します。

21. 取引の中断・停止について

外国為替相場の急変やインターバンク市場の流動性の低下等によってお客様への価格提示が困難であると当社が判断した場合、システム障害が発生した場合、または当社の財務の健全性に重大な影響を及ぼすような事態が

発生した場合には、開催中の回号を中断する場合や開始前の回号を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、天災地変、戦争、政変あるいは外国為替取引の規制等、特殊な状況が発生した場合についても、開催中の回号を中断あるいは開始前の回号を中止することがあります。

22. ロスカット

当社の取り扱う『選べる外為オプション』取引では、取引による最大損失額が購入金額に限定されるため、店頭外国為替保証金取引のようなロスカットルールはありません。

23. 取引制限について

『選べる外為オプション』取引では、お客様の一定期間の損失額が当社に申告されている「投資可能額」に達した場合、もしくは、お客様が当社に申告されている各種情報に照らして過度な取引を行っているとして当社が判断した場合、お客様のお取引を停止または制限させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

24. 税金について

『選べる外為オプション』の取引から発生する確定利益金※は、2012年1月1日の取引以降、雑所得として申告分離課税の対象となり、お客様ご自身で確定申告する義務があります。

税率は、所得税が15%、復興特別所得税が所得税額×2.1%※、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。

※当社は、お客様の確定した取引損益額を記載した「支払調書」を税務署へ提出します。

※『選べる外為オプション』の取引に係る損益証明書は、取引画面よりPDFファイルにてご確認いただけます。

※今後、税制改正等が行われた場合、税金の取扱いが変更となる可能性があります。

※復興特別所得税は、2013年から2037年まで（25年間）の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額（利益に対しては、0.315%）が、追加的に課税されます。

25. 『選べる外為オプション』取引に係る留意事項

『選べる外為オプション』取引において合理的な投資判断を行うためには、オプション取引の理論的根拠等の専門知識が必要となります。そのため、口座開設のお申込時には、お客様が取引の仕組みやリスク等について十分にご理解いただいているかを確認させていただきます。

『選べる外為オプション』取引では、お客様全体のオプション購入金額とペイアウト受取額の差額は当社の損益となります。

26. 契約終了

「外国為替取引約款」第30条および『選べる外為オプション』取引約款30条に記載する事由が生じたお客様については『選べる外為オプション』の契約が終了となります。

店頭通貨バイナリーオプション取引『選べる外為オプション』の手続きについて

お客様が、当社で『選べる外為オプション』の取引を行う際の手続きは、次のとおりです。

1. 『選べる外為オプション』の口座開設

本説明書を熟読され、取引の仕組みおよびリスクを十分ご理解された上で、「『選べる外為オプション』取引約款」にご承諾いただき、口座開設をお申し込みください。『選べる外為オプション』取引口座は、当社の代表口座をお持ちの個人のお客様のみがお申し込みいただけます。代表口座の開設方法は、「『選べる外貨』取引説明書」等に準じます。

2. 『選べる外為オプション』の口座開設申込方法

当社ホームページからログインし、お申し込みください。

取引口座開設の開設にあたっては、取引の仕組みやリスクをご確認いただいた上で、ご自身の判断と責任において取引を行うことを確認させていただきます。

3. 『選べる外為オプション』の口座開設の審査

口座開設については、『選べる外貨』とは異なる当社の口座開設基準による審査があります。お客様の年収・保有金融資産・投資経験・外国為替オプション取引の仕組みやリスク等の知識・その他の事項を審査した上で口座開設の可否を判断します。以上の項目において、当社の口座開設基準を満たしていないと判断される場合は、口座を開設することができません。あらかじめご了承ください。

※外国為替オプション取引を行う上で必要となる知識等については、当社ホームページ内のほか、一般社団法人金融先物取引業協会のホームページ内にも掲載されておりますので、ご確認ください。

4. 預託金の入金

『選べる外為オプション』取引口座にあらかじめ預託金をご入金いただくことにより、お取引を開始できます。『選べる外為オプション』取引口座への入金方法は、お客様の代表口座からの資金振替のみとなります。

5. 注文の指示

『選べる外為オプション』の注文を行うときには、次の事項を正確に指示してください。

- ①通貨ペア
- ②回号
- ③権利行使価格
- ④コール、プットの別（例えば、円安・円高 あるいは ドル安・ドル高の別）
- ⑤売買の別
- ⑥取引枚数

6. 注文の種類

『選べる外為オプション』の注文種類は、成行注文のみとなります。

成行注文とは価格を指定しない注文で、約定を優先させる注文方法をいいます。

7. 注文の変更・取消

成行注文は、発注後直ちに約定するため、『選べる外為オプション』の注文の取消・変更を行うことはできません。

8. 売却によるポジションの結了

購入したオプションの売却が成立した場合には、売却枚数分が保有枚数から減少します。売却する保有ポジションは、お客様が指定できますが、指定がない場合は先入先出法（FIFO）により売却します。

9. 注文した取引の成立

『選べる外為オプション』取引の注文成立時には、当社は、成立した取引の詳細を記載した取引報告書をお客様に交付します。

10. 交付書類について

当社は、お客様が行われた取引および入出金をご自身で速やかにご確認できるように、以下の各書類を作成し、遅滞なく電磁的方法により交付（電磁交付）、します。お客様は、その内容について、ログイン後ページよりPDFファイルにてご確認いただけます。

- ・取引報告書

 - お客様の各取引に関する報告書

- ・取引残高報告書（兼入出金通知書）

 - お客様のポジションの状況、入出金履歴および外国為替取引口座の状況に関する報告書

また、「『選べる外為オプション』取引説明書」についても電子交付します。

11. その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社の取扱責任者に直接ご照会ください。『選べる外為オプション』取引の仕組み、取引の手続等について、詳しくは当社ホームページをご覧になるか当社お客様サポートまでお尋ね下さい。

会社概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

■会社概要

商号等	株式会社F Xプライムb y GMO（金融商品取引業者） 関東財務局長（金商）第 259 号
加入する協会	一般社団法人 金融先物取引業協会 一般社団法人 日本投資顧問業協会
本社所在地 設立	〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 20-1 渋谷インフォスタワー 2003 年 9 月 24 日
代表者	代表取締役社長 安田 和敏
資本金	1 億円
主たる事業	相対による店頭デリバティブ取引及びその付帯関連業務
連絡先	電話番号 03-5489-2511 FAX 03-5489-7145 E-mail customer@fxprime.com お問い合わせ受付時間 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分（平日のみ）

■苦情処理・紛争解決

苦情処理・紛争解決のための裁判外紛争解決制度※について、金融商品取引業者及びお客様が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

- ・ 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）
- ・ 電話番号 : 0120-64-5005（フリーダイヤル）
- ・ URL : <https://www.finmac.or.jp/>

※裁判外紛争解決制度

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きのこと。ADR(Alternative Dispute Resolution)ともいう。

(2018 年 9 月 1 日改定)

<付> 外国為替及び店頭通貨バイナリーオプション取引用語集

➤ 相対取引 (=オーバー・ザ・カウンター__OTC)

取引所を介さずに、金融機関など当事者同士が直接、売り手と買い手となり、相対(一対一)で、値段、数量、決済方法などの売買内容を決定する取引方法のこと。

➤ アウト・オブ・ザ・マネー

オプションの権利行使をすると損失の出る状態のこと。

➤ アスク (=オファー)

お客様が買うことのできる値段。

➤ アット・ザ・マネー

オプションの権利行使価格と原資産価格が同水準で、オプションの権利行使をした場合に損益がゼロとなる状態のこと。

➤ アメリカン・オプション

満期日までであれば、いつでも権利行使ができるオプション取引のこと。

➤ 一般社団法人金融先物取引業協会

金融商品取引法に定める金融商品取引業者による自主規制団体。金融庁長官により監督されている。

➤ イン・ザ・マネー

イン・ザ・マネーオプションの権利行使をすると利益が出る状態のこと。

➤ インターバンク市場

銀行間市場のこと。

➤ インプライド・ボラティリティ

オプションの価格算出モデルを用いて、市場で実際に取引されているプレミアムから逆算した価格変動率のこと。

➤ 円高 (⇔円安)

米ドル、ユーロなどに対して円の価値が上がること。たとえば、1ドル=110円から1ドル=100円になったときのことを指す。

➤ 円安 (⇔円高)

米ドル、ユーロなどに対して円の価値が下がること。たとえば、1ドル=100円から1ドル=110円になったときのことを指す。

➤ オファー (⇔ビッド)

アスクと同意語。お客様が買うことのできる値段。

➤ オプション料

オプションの買い手が売り手に支払う対価のこと。オプションの価値を表し、プレミアムとも呼ぶ。オプション料は、そのオプションの本質的価値(オプションの権利行使を行ったときに得られる価値)と時間的価値(将来の価格変動に対する期待値)の合計額となる。

➤ 終値 (⇔始値)

営業日または特定の期間の終了時のレート。

➤ 外国為替オプション取引

将来のある期日において、特定の通貨を特定の価格で買う権利または売る権利を売買する取引のこと。買う権利を「コール」、売る権利を「プット」という。

➤ 為替差益・為替差損

外国為替相場の変動によって生じた利益・損失のこと。

➤ 為替変動リスク

外国為替相場の変動や影響により、差損が出るリスクのこと。

➤ 金融商品取引業者

委託者からの金融商品取引の注文を取引所、あるいは他の業者に取り次ぐ業務等について、金融商品取引法による登録を受けた業者。

➤ 金融商品取引法

金融商品取引所および金融商品取引を規制する法律。

➤ 区分管理信託

金融商品取引法および関連法令に基づき金融商品取引業者に義務付けられた、顧客から預託を受けた証拠金等について金融商品取引業者の固有財産と区分して管理するための信託。

➤ 原資産

オプション取引の対象となる商品のこと。

➤ 決済注文

建玉の損益を確定するために反対売買をする注文。

➤ 権利行使

オプションの買い手はその権利を行使すること。コール・オプションでは、原資産を買う取引（オプションの売り手にとっては原資産を売る取引）を成立させることをいい、プット・オプションでは、原資産を売る取引（オプションの売り手にとっては原資産の買い取引）を成立させることをいう。

➤ 権利行使価格

オプションの買い手が権利行使するときの原資産価格のこと。ストライク・プライスともいう。

➤ 権利行使期日

オプションの権利を行使できる期日のこと。満期日ともいう。

➤ コール・オプション（⇔プット・オプション）

あらかじめ定めた期日において、あらかじめ定めた価格で原資産を買い付ける権利のこと。

➤ 裁判外紛争解決制度（＝ADR）

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいう。

➤ 時間的価値

将来の価格変動に対する期待値のこと。オプションの価値（オプション料）は、本質的価値（オプションの権利行使を行ったときに得られる価値）と時間的価値を合計したものになる。

➤ 実現益（損）

外国為替取引等で実際に建玉を決済して、利益になる場合は、この利益を「実現益」といい、損失となる場合は、この損失を「実現損」という。

➤ 自動権利行使

権利行使期日にイン・ザ・マネーとなっているオプションについて、買い手から権利行使の意志表示がない場合でも、権利行使の申出があったものとして取り扱うこと。

➤ ショート（⇔ロング）

外国為替取引等である通貨を売り持ちにしている状態のこと。たとえば、ドル/円で「ドルショート」という場合は、ドル売り・円買いを行っていることを意味する。

- 順張り・逆張り
相場のトレンド、方向性に沿って取引することを順張り、相場の方向性に逆らって取引することを逆張りという。たとえば、ドル/円相場で、ドル高傾向にある場合に、この先もドル高が続くという予測のもとにドルを買うのが順張り、そろそろドル高が反転するという予測のもとにドルを売るのが逆張りとなる。
- 新規注文
建玉を新たに建てるときの注文。決済注文は、建ててある建玉を反対売買する注文。
- ストライク・プライス
オプションの買い手が権利行使するときの原資産価格のこと。権利行使価格ともいう。
- スプレッド
レートを提示するビッドとアスクの差のこと。たとえばドル円レートが117.50-117.55の場合であれば、スプレッドは5銭。
- スポット
外国為替取引において、受渡日が取引日の2営業日後の直物取引のこと。
- スポットレート
外国為替取引で直物取引のことをスポット取引といい、この直物為替レートをスポットレートという。
- スリッページ
顧客の注文時に表示されている価格又は顧客が注文時に指定した価格と約定価格とに相違があることをいう。
- 損切り
評価損を実現損として確定させる決済取引のこと。逆に評価益を実現益に確定させる決済取引のことは利益という。
- 高値（⇔安値）
営業日または特定の期間のなかで最も高いレートのこと。
- ツー・ウェイ・プライス
為替レートを表示する際に、売値と買値の両方を同時に提示すること。ドル円が117.50-117.55と提示すると、提示されたお客様は、50で売ることができ、55で買うことができる。同時にレートを提示することにより取引の透明性を保っている。
- 通貨ペア
売買する通貨の組み合わせ。ドル/円、ユーロ/円など。
- 手仕舞い
建玉を仕切ること、終了させること。
- デルタ
オプション取引におけるリスク管理指標のひとつで、原資産の変動に対してオプション料（プレミアム）がどの程度変化するかを示す指標。オプション取引の最適ヘッジ比率を計る指標として利用される。
- 仲値
日本国内にある銀行が公表する対顧客公示外国為替相場のこと。毎営業日午前9時55分ごろのインターバンク市場の水準を参考に決められ、同日中の対顧客外国為替取引の基準レートとして用いられる。
- 2項モデル
オプション取引の価格算出モデルのひとつで、権利行使期日までの相場変動を上昇と下落とに分けて予測することにより、現在のオプションの価値を算出する理論モデルのこと。

- 値洗い
建玉の時価評価計算を行なうこと。
- バイナリーオプション
権利行使期日に原資産がある価格を超えている場合は価値を持つが、到達していない場合には価値を持たないオプションのこと。
- 始値（⇔終値）
営業日または特定の期間の開始時のレート。
- バリュースペック・デイト
外国為替取引における受渡日（取引した通貨を交換する日）のこと。スポット取引では、通常、取引日の2営業日後。
- 判定価格
オプションの買い手がその権利を行使できるかを判定する際に用いられる価格のこと。
- ヒストリカル・ボラティリティ
過去の値動きから算出した原資産の価格変動率のこと。
- ビッド（⇔オファー、アスク）
お客様が売ることのできる値段。
- 含み益（損）
評価益（損）と同じ意味で、持っている建玉を市場価格で評価したときに発生する利益を含み益、損失を含み損という。
- プット・オプション（⇔コール・オプション）
あらかじめ定めた期日において、あらかじめ定めた価格で原資産を売り付ける権利のこと。
- ブラック・ショールズ・モデル
フィッシャー・ブラックとマイロン・ショールズによって考案されたオプションの価格算出モデルで、原資産価格、権利行使価格、ボラティリティ、残存期間、短期金利等を変数としてオプションの理論価格を算出する。
- ブル（⇔ベア）
「相場が上昇する」と強気な見方をすることを「ブル」という。ブルは雄牛のことで、雄牛が角を下から上へ突き上げるようにして攻撃することから、強気派をブルという。
- プレミアム
オプションの対価のこと。オプション料ともいう。
- ベア（⇔ブル）
「相場が下落する」と弱気な見方をすることを「ベア」という。ベアは熊のことで、熊が腕を上から下へ振り下ろして攻撃することから、弱気派をベアという。
- ペイアウト額
バイナリーオプション取引において、権利行使期日に権利行使条件を満たした場合に受け取ることができる金額のこと。
- ペイアウト倍率
『選べる外為オプション』取引において、満期日に受け取ることのできるペイアウトが購入金額の何倍となるかを表す倍率。
- ヘッジ

資産運用などにおいて、リスクを回避するために行なうオペレーションのこと。

- ボラティリティ
原資産の価格変動率のこと。過去の価格変動から算出するボラティリティを「ヒストリカル・ボラティリティ」といい、オプションの価格算出モデルを使って市場で取引されているオプションのプレミアムから逆算するボラティリティを「インプライド・ボラティリティ」という。
- 本質的価値
現時点のオプションの価値のこと。オプションの価値（オプション料）は、本質的価値と時間的価値（将来の価格変動に対する期待値）を合計したものとなる。
- 満期日
オプションの買い手が、そのオプションの権利を行使できる期日のこと。権利行使期日ともいう。
- 安値（⇔高値）
営業日または一定の期間のなかで最も安いレートのこと。
- 約定日
取引が約定した日のこと。
- ヨーロピアン・オプション
満期日（権利行使期日）にのみ、権利行使ができるオプション取引のこと。
- リスク
運用や取引において、将来損失が出るかもしれない危険性のこと。
- 両建て
同じ通貨ペアの買建玉と売建玉の両方を保有すること。
- ロスカット
損失を確定させる決済取引を行なうことをいう。
- ロング（⇔ショート）
買い持ちにすること。反対に売り持ちにすることをショートという。

(2015年4月4日制定)

『選べる外為オプション』取引約款

第1条 (約款の趣旨)

この約款(以下、「本約款」という)は、お客様が株式会社FXプライム by GMO(以下「当社」という)との間で、インターネットを利用して行う店頭通貨バイナリーオプション取引『選べる外為オプション』(以下、「本取引」という)および取引口座に関する取り決めであり、お客様には、本取引を行うにあたり、本約款のすべての条項に同意していただくものとします。

2. 本約款において、「本取引」とは、金融商品取引法第2条第22項第4号に規定される店頭デリバティブ取引のうち、ヨーロッパタイプのバイナリーオプション取引をいいます。
3. 本取引は当社がお客様の相手方となって取引を成立させる相対取引となります。
4. 『選べる外為オプション』は当社のバイナリーオプションの商品名であり、他の類似の商品名のオプションと内容が異なる場合があります。

第2条 (定義)

本約款におけるもしくは本取引を行う上での定義については、本約款で定めるほか、「『選べる外為オプション』取引説明書」、「電子取引約款」に定める定義に従うものとします。

第3条 (法令等の遵守)

お客様は、本取引を行うにあたり、本約款の他、金融商品取引法、その他の法令諸規則、外国為替市場の慣習、当社が加入している一般社団法人金融先物取引業協会の諸規則等を遵守するものとします。

2. 本約款に定めのない事項は、「『選べる外為オプション』取引説明書」、「電子取引約款」その他当社規程または法令・諸規則、外国為替市場の慣習によるものとします。
3. 本約款に定めてある他、当社は金融商品取引法および関連法令諸規則の範囲内でのみお客様に対し義務が発生するものとします。

第4条 (『選べる外為オプション』取引口座開設の申込み)

お客様は、当社の『選べる外貨』取引口座(代表口座)を開設しており、当社の次の各号の要件をすべて満たす場合に限り、『選べる外為オプション』取引口座(以下、「本口座」という)の開設を申込みすることができます。

(『選べる外為オプション』取引口座は、「外国為替取引約款」第3条に規定される「その他口座」に該当します。)

(1) 当社の『選べる外為オプション』の取引の仕組み、取引のリスクおよび取引の特徴について理解し、『選べる外為オプション』契約締結前交付書面(本約款、『選べる外為オプション』取引説明書、以下総称して「本書面」という)および「電子取引約款」の内容に同意・承諾していること。

(2) 本口座の口座開設申込受付基準および次の基準を満たすこと

- (a) 年齢20歳以上80歳以下の成人であること。
- (b) 『選べる外為オプション』取引を行う上で適当と考えられる年収・保有金融資産・投資可能額があること。
- (c) 金融デリバティブ商品に関する投資経験年数が1年以上であること
- (d) 原則、金融商品取引業者の従業員でないこと
- (e) 金融先物取引業務に従事する従業員でないこと

2. 当社は、前項各号の要件をすべて満たしている場合に限りお客様の『選べる外為オプション』取引口座開設の申込みを受理するものとします。

第5条 (リスクと自己責任の確認)

お客様は、本書面を熟読し、本取引の内容および仕組みを理解の上、本書面に記載されている事項をすべて了解して、自らの判断と責任において当社と本取引を行うことを承諾するものとします。

- (1) 本取引は元本や利益が保証された金融商品ではなく、最大でオプション購入金額相当額の損失を被る可能性があること
- (2) 本取引は市場取引ではなく店頭取引であるため、他社や取引所の取引価格や為替レートが当社のもものと異なる場合があること
- (3) 当社のカバー先金融機関の破綻等により取引が制限される、あるいは取引が不可能となる生じるリスクがあること
- (4) インターネット、コンピュータ固有のリスクがあること
- (5) 通信機器の故障等、不測の事態により取引が制限される、あるいは取引が不可能となる生じるリスクがあること

第6条 (取引時間)

本取引に係る取引時間は、当社が「『選べる外為オプション』取引説明書」に定めるものとします。

2. 前項にかかわらず、前項に定める取引時間内であっても、通信回線およびシステム機器等の瑕疵または障害（以下、「システム障害」といいます）等やむを得ない事由が発生した場合、予告なく本取引の全部または一部の提供を一時中断、または中止することができるものとします。

第7条 (取引数量)

本取引においてお客様が取引できる取引数量及び取引金額は、当社が「『選べる外為オプション』取引説明書」に定める範囲内とします。

第8条 (取引通貨ペア)

お客様がお取引できる通貨ペアの種類は、当社が「『選べる外為オプション』取引説明書」に定めるものとします。

2. 前項に係わらず、当社が本取引の受諾を停止することが必要であると判断し、指定する通貨ペアについては、お取引できないものとします。

第9条 (注文時の指示)

お客様が当社との間で行う本取引の通貨ペア、回号、権利行使価格、売買の別、取引枚数、コール又はプットの別、その他の注文の内容については、当社が応じられる範囲で、お客様があらかじめ指示するところにより行うものとします。

2. 本取引に係るお客様の注文種類は、成行注文のみとします。
3. 「成行注文」とは価格を指定しない注文で、約定を優先させる注文方法をいいます。成行注文は、当該注文を受注した時点でのレートで執行されます。

第10条 (注文の執行および処理)

お客様が当社との間で行う本取引の注文の執行および処理は、次の各号の定めるところによるものとします。

- (1) 本取引の約定日（以下、「約定日」という）は、お客様の取引の成立を当社が確認した日とすること
- (2) お客様から当社への注文は、原則として当社が定めた取引時間内に行うこと

- (3) お客様から当社への注文日時は、当社が受注した日時を基準とすること
- (4) 取引の成立を確認した時は、当社は、遅滞なくお客様に対し本取引の成立内容についてお客様に通知すること

第11条 (取引価格)

取引価格は外国為替市場において取引されている最新の為替レート、権利行使価格、ボラティリティ（相場変動率）、権利行使期間（期限までの残存時間）、対象通貨の金利に基づき、当社が対お客様向けに所定の計算式に基づき、算出するものとします。

2. 取引価格の算出は随時行うものとします。
3. 取引価格の表示は、本取引を通じて一定の間隔で更新するものとします。
4. 前項の表示は、当社もしくはお客様のコンピュータ、通信回線の事情等によりシステムの制約を受ける場合があります。
5. 取引価格が外国為替市場の実勢レートから1%以上乖離した為替レートを元に算出した価格および本来用いるべきであった所定の計算式と価格変動要因を用いることができずに計算された価格は異常価格とみなし、異常価格によって成立した取引は、すべて無効とします。なお、GMOクリック証券株式会社（以下、「ASP 提供元」）のカバー取引先がASP提供元に提示したレートをバグレートとASP提供元に通知した場合であって、そのバグレートをASP提供元が取引価格の算出に用い、明らかに異常価格と考えられる場合、もしくは、システム障害等により算出された取引価格が異常であると当社が判断した場合についても同様の取扱いとします。
6. 同一回号、同一通貨ペアにおける権利行使条件が同一となっているコールオプションとプットオプションの取引価格の合計額がペイアウト額と著しく乖離していると当社が判断した場合、前項の異常価格とみなし、前項と同様の取扱いとします。

第12条 (取引の成立)

成行注文の取引価格は、約定処理の過程において決定されるものとします。

2. 前項の価格はその受注時点における取引価格で成立します。
3. スリッページ許容幅を設定した場合は、発注時点での価格と前項の取引価格の差異がスリッページの範囲内にある場合にのみ成立するものとします。
4. お客様が発注した時点で当社が先に他のお客様より成行注文を受注していた場合は、約定処理がその注文より劣後する場合があります。
5. 成行注文の約定処理は、社会通念上相当な処理時間を要するものとします。
6. 前項の処理時間について、前項にいう通常の処理が行われる限り、お客様は異議を申し立てないものとします。
7. 第1項および第2項の性質上、成行注文の約定価格はお客様の発注時点で提示されていた取引価格と差異が生ずる場合があります。
8. 当社が外国為替市場の最新の為替レートを参照できない等の状況となった場合、あるいはシステム障害が発生した場合などに、取引時間内であっても、当社は取引価格を表示しない場合があります。その場合、お客様の取引は成立しないものとします。
9. 外国為替市場において約定できる為替レートが提示されていないときはお客様の注文を受け付けることができない場合があります。
10. 取引価格がペイアウト額と同額となる場合にはお客様の注文を受け付けることができない場合があります。

第13条 (決済方法)

お客様が当社との間で行う本取引の決済は、満期時刻における自動権利行使又は反対売買による差金決済により

行うものとします。

第14条 （取引内容の照会）

お客様は、本取引に係る取引注文の内容、約定内容を、本サービスを通して照会することができます。

2. 取引注文の内容、約定内容については、前項の方法によりその更新の都度お客様ご自身で確認するものとします。
3. 前項の内容に疑義が生じた場合は、注文日時ないし約定日時より 48 時間以内に当社にお申出ください。48 時間以内にお申出なき場合は、取引注文の内容、約定内容に異議がないものとみなします。
4. 前項の申出があった場合において、調査の結果、当社にシステム障害等、取引注文の内容、約定内容に疑義が生じうる特段の事情がなかった場合には、その旨をお客様にご報告し、もってその注文内容、約定内容に疑義がなかったものとして取扱います。

第15条 （預託金等）

お客様は、本取引の新規注文を行うに先立ち、当社に対し預託金（以下、「預託金」という）を差し入れるものとします。

2. 『選べる外為オプション』の取引に係る預託金、手数料、取引について権利行使を行った場合の損益金その他授受する金銭等の計上は、すべて『選べる外為オプション』口座を通じて処理されます。
3. お客様が当社と『選べる外為オプション』の取引を行うには、「代表口座」から『選べる外為オプション』への振替入金が必要です。（「代表口座」は、「外国為替取引約款」第3条に規定される「代表口座」に該当します。）

第16条 （決済条件の変更）

お客様は、天災地変、経済事情の激変、その他やむを得ない事由に基づいて、当社がお客様の本取引について決済期日等の決済条件の変更を行った場合には、その措置に従うものとします。

第17条 （期限の利益の喪失）

お客様に次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当社またはお客様からの通知・催告等がなくとも、お客様は、当社に対する本取引に係るすべての債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を弁済するものとします。

- (1) 支払の停止、破産手続、または民事再生手続の申立があった場合
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (3) お客様の当社に対する本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全処分または差押の命令、通知が発送された場合
- (4) お客様の当社に対する本取引に係る債務について差入れている担保の目的物について差押または競売手続きの開始があった場合
- (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当または類する事由が生じた場合
- (6) 住所変更の届出を怠る等お客様の責めに帰すべき事由により、当社にお客様の所在が不明となった場合
- (7) 心身機能の低下により本取引の継続が著しく困難または不可能になった場合あるいは死亡した場合
- (8) お客様の取引口座開設申込書等当社への提出書類の記載内容に虚偽の申告があった場合
- (9) お客様が暴力団等の反社会的勢力に属する方、もしくは反社会的勢力に関与しているあるいは関与する虞がある方であると当社が判断した場合
- (10) お客様が何らかの犯罪に加担している虞があると客観的情報により当社が判断した場合

2. 次の各号のいずれかの事由が生じた場合、お客様は、当社の請求によって当社に対する取引に係るお客様の債務の期限の利益を失い、直ちにその債務を弁済するものとします。

- (1) お客様の当社に対する取引に係る債務またはその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞した場合
- (2) お客様の当社に対する債務（但し、本取引に係る債務を除く）について差入れている担保の目的物について差押または競売手続きの開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当または類する事由に該当した場合を含む）の申立があった場合
- (3) お客様が外国為替市場の正常な取引慣行に反する行為を行ったと当社が判断した場合
- (4) お客様が本約款、電子取引約款、その他当社が定める一切の取引約款・規定・規約のいずれかに違反した場合
- (5) 前項4号および前項14号のほか当社が債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合

第18条 （支払不能または不能となる虞がある場合における決済方法等）

お客様が前条第1項各号のいずれかに該当したときは、当社は任意に、お客様への事前通知やお客様の承諾を必要とすることなく、お客様が行っているすべての取引につき、それを決済するために必要な反対売買をお客様の計算において行うことができるものとします。

2. お客様が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、本取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当社は任意に、お客様への事前通知やお客様の承諾を必要とすることなく、当該遅滞に係る取引を決済するために必要な決済をお客様の計算において行うことができるものとします。

3. お客様が前条第2項の各号のいずれか（前項の場合を除く）に該当し、当社からの請求があったときは、当社の指定する日時までに、お客様は、当社を通じて行っているすべての取引を決済するために必要な反対売買等を行うものとします。

4. 前項の日時までにお客様が必要な反対売買等を行わない場合には、当社が任意に、お客様の計算において取引の決済に必要な反対売買等を行うことができるものとします。

5. 前各項の決済等を行ったことにより生じた損失および逸失利益について、当社は一切その責任を負わないものとし、当該決済の結果、超過損失が生じた場合には、お客様は当社に対して、その額に相当する金銭を直ちに支払うものとします。

第19条 （債務不履行）

お客様が本約款に定める履行期日である本取引の受渡日を過ぎても債務を履行しない場合は、当社は第25条に定める遅延損害金を申し受けることができるものとします。

第20条 （サービス内容の変更）

当社は、お客様に事前に通知することなく、本取引におけるサービスの内容を変更できるものとします。

第21条 （差引計算）

お客様と当社との一切の取引において、期限の到来、第17条に定める期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と本取引に係るお客様の当社に対する債権その他一切の債権とを、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前通知することなく、いつでも当社は相殺することができるものとします。

2. 前項の相殺を行う場合には、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、お客様に代わり保証金その他の払い戻しを受け、債務の弁済に充当できるものとします。

3. 前項および前々項により差引計算を行う場合、債権・債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権・債務の利率については当社の定める利率により計算するものとします。また、債権および債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場については、当社の指定する通貨によるものとし、お客様の当社に対する外貨建ての債務を円建てに換算する場合は、当社の定める為替レートを適用するものとします。

4. 前各項により差引計算を行った結果、お客様に返還すべき保証金がある場合は、当社は、あらかじめお客様が登録されたお客様ご本人名義の金融機関の口座にお振込みいたします。

第22条 （担保物の処分）

お客様が当社に対し負担する債務を所定の時限までに履行しなかった場合には、お客様が当社に差入れている担保物について、通知・催告等を行わず、かつ法律上の手続きによらず、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は当社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当することができ、また、当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合にはお客様は直ちに弁済を行うものとします。

第23条 （占有物の処分）

お客様が当社と行う本取引に関し、当社に対する債務を履行しなかった場合には、当社が占有しているお客様の外国通貨、有価証券等を処分できることとし、この場合すべて前条に準じて取扱うものとします。

第24条 （充当の指定）

債務の弁済または第 21 条の差引計算を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社が適当と認める順序方法により充当するものとします。

第25条 （遅滞損害金の支払）

お客様が当社と行う本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日（当該日を含む）より支払を完了した日（当該日を含む）まで、年 14.6%の割合（1 年を 365 日として計算）による遅滞損害金を支払うものとします。

第26条 （債権譲渡等の禁止）

お客様が当社に対して有する債権は、これを第三者に譲渡、質入れ、その他処分することができないものとします。

第27条 （利息）

お客様が本取引に際し、当社に差し入れる預託金およびその他の金銭には、利息その他の対価を付さないものとします。

第28条 （報告）

お客様は、第 17 条第 1 項および第 2 項の各号のいずれかの事由が生じた場合には当社に対し直ちに書面をもってその旨を報告するものとします。

第29条 （報告書等の作成および提出）

当社が日本国の法令等に基づき要求される場合には、お客様に係る本取引の内容その他を当社が日本国政府機関

等に報告することに対し、お客様は異議を唱えないものとします。また、この場合、お客様は、当社の依頼に応じて、当該報告書、その他の書類の作成に協力するものとします。

2. 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生したお客様の一切の損失および損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

第30条 （解約）

次の各号のいずれかに該当した場合当社は、本約款および本約款に基づく各契約を解約できるものとします。但し、解除時において、お客様の本取引の未決済ポジションが残存する場合、またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、その限度において本約款その他本取引に係る契約は効力を有するものとします。

- (1) お客様が当社所定の手続きにより解約の申出をしたとき
- (2) お客様に第 17 条各項各号のいずれかの事由が発生したとき
- (3) お客様が本約款、その他法令等に違反していると当社が判断したとき
- (3) 第 36 条の本約款の変更にお客様が同意しないとき
- (4) お客様が、電子取引約款第 10 条各号に規定する禁止事項に違反していると当社が判断したとき
- (5) お客様が、本約款第 4 条 1 項各号の要件を満たさないことが判明したとき
- (6) お客様が短時間での注文を繰り返し行い、他のお客様の取引、カバー取引、あるいは当社の取引システム等に悪影響を及ぼすと当社が判断したとき
- (7) お客様の取引について本人以外が行っていると当社が判断したとき
- (8) なりすまし取引や名義貸しが疑われる場合など、お客様が当社の運営方針に外れた態様で本取引およびサービスを利用していると当社が判断したとき

(9) 前各号の他、当社の判断するやむを得ない事由により、当社がお客様に対し解約の申出をしたとき

2. 前項の場合において、お客様の当社に対するすべての債務を決済した後にお客様の本口座に残高があるときの処理について、お客様は当社の指示に従うものとします。

3. 当社は、本条により解約された場合においてお客様に生じた損失および損害については、当社に故意または重過失がない限り一切その責任を負わないものとします。

第31条 （免責事項）

次の各号に掲げる事由により生じた損失および損害について、当社は、一切その責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、戦争、政変、ストライキ、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、金銭の授受が遅延または不可能になったことにより生じた損失および損害
- (2) 法令・規則等の変更または外国為替市場の閉鎖等の事由により、お客様の本取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損失および損害
- (3) 国内の休日または当社の取扱時間外のために、お客様の注文に応じ得ないことにより生じる損害。
- (4) 国内の休日、または当社の取扱時間外のために、本取引に係る諸通知が遅延したことにより生じる損害。
- (5) 電信・電話、インターネット、郵便等の通信手段における誤謬、遅滞等、当社の責めに帰すことができない事由により生じた損失および損害
- (6) お客様が第 14 条第 2 項の確認を怠ったことにより生じた損害。
- (7) お客様の故意または過失、その他当社の責めに帰すことができない事由により、お客様のお客様 ID およびパスワードがお客様以外の第三者により入力その他の方法で使用されて行われた金銭の授受、金銭の返還等その他の処理が行われたことにより生じた損失および損害。

(8) お客様の故意または過失、その他当社の責めに帰することができない事由により、お客様のお客様 ID およびパスワードがお客様以外の第三者により入力その他の方法で使用されて行われた本取引により生じた損失および損害

(9) お客様、当社および第三者の本取引に係る一切のコンピューターシステム、ハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動により生じた損失および損害、または第三者が提供する通信回線の故障・不調により生じた損失および損害

(10) インターネットおよびコンピュータにおける固有のリスクにより生じた損失および損害。

(11) その他当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損失および損害

2. 当社は、次の各号に定める事由により、注文が発注されない、または誤発注されることにより生じたお客様の損失および損害について、当社は一切その責めを負わないものとします。

(1) 当社の故意または重過失によらない、通信回線およびシステム機器等の瑕疵または障害。

(2) 天災地変等やむを得ない事由による、通信回線およびシステム機器等の瑕疵または障害。

3. 前項各号にいう「通信回線およびシステム機器等」には、お客様、当社、および当社のカバー取引相手方のそれぞれを結ぶ通信回線のすべてを含むものとします。

第32条 (届出事項の変更)

お客様は、当社に届出たお客様の氏名または名称、住所または所在地、電子メールアドレスその他の事項に変更があったときは、直ちに当社が定める方法により変更手続をするものとします。

2. 変更手続がなかったために発生した損失および損害の一切は、お客様の責任に帰するものとします。

第33条 (通知の方法)

当社からお客様への通知は、原則として会員ページにおいて行うものとします。但し、当社が必要と判断する場合は、書面、電子メール、又は電話等の方法により通知する場合があります。

第34条 (通知の効力)

お客様があらかじめ届出た住所または事務所の所在地またはお客様の電子メールアドレス宛に、当社からなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第35条 (個人情報の取扱い)

個人情報の取扱いについては、別途公表している「個人情報保護方針」に準ずるものとします。

第36条 (本書面の変更)

本書面の内容は、法令等の変更、監督官庁の指示、その他当社の業務上必要が生じた場合には変更されることがあります。

2. 前項の変更内容がお客様の従来の権利を制限し、またはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その内容を当社の定める方法によりお客様に通知します。この場合、当社が定める期限までに異議の申出がないときは、お客様はその変更同意したものとみなします。

第37条 (適用法令および合意管轄)

本約款は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。また、お客様と当社との間の本取引および本約款に起因するまたは関する一切の訴訟について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(2018年9月1日改定)

電子取引約款

第1条（本約款の趣旨）

本約款は、お客様が株式会社F Xプライムby GMO（以下「当社」という）との間でインターネットによる電子通信手段（以下「本システム」という）を利用して外国為替取引およびバイナリーオプション取引（以下、総称して「本取引」という）を行う際の取り決めであり、お客様には、本システムを利用されるにあたって、以下の条項にすべて同意いただくものとします。

第2条（本システムの利用）

本システムは、お客様が契約締結前交付書面を熟読し、本取引の内容と仕組みを理解の上、お客様が本取引を行うための取引口座（以下「本取引口座」という）の開設を申込み、当社がそれを承諾した後に利用できます。

2. 当社は、お客様に本システム利用に使用するお客様 ID、初期パスワードを発行し、当社の定める方法でお客様に通知します。
3. 本システム利用の際は、お客様 ID 及びパスワードが必要となります。
4. お客様は、お客様 ID とパスワードを管理する責任を負うものとします。お客様 ID 及びパスワードは、お客様ご本人のみが使用でき、他人と共同で使用、または他人に貸与もしくは譲渡することはできません。

第3条（本システムのサービスの範囲）

当社がお客様に提供する本システムのサービスの範囲は、本取引及びこれに付随する行為、または別途当社が定める範囲とします。なお、当社は、本システムのサービス内容を、お客様に事前に通知することなく、変更することができるものとします。

2. お客様は、本サービスに適した端末機器、モデム、接続回線、携帯電話、ソフトウェアプログラム及びインターネット接続会社（プロバイダー）あるいは携帯電話会社との契約等をお客様の責任で準備いただくものとします。

第4条（利用時間）

お客様が本システムを利用できる時間は、当社が別途定める時間内とします。但し、当社はこれをお客様に事前の通知をすることなく変更できるものとします。

第5条（注文または申込の受付・約定）

お客様が本システムを利用して出される注文は、入力内容を当社が受信し確認した時点でその受付が成立したものとします。

2. 当社は、受け付けた注文を所定の照会画面等に速やかに表示するものとします。お客様は、本システムを利用して出された注文が受理されたこと、及び注文内容と表示内容の一致、また成立あるいは不成立を、照会画面等にて必ず確認するものとします。
3. お客様が本サービスを利用した注文内容について、お客様と当社との間で疑義が生じた場合は、

お客様の本サービス利用に際して入力された当社の記録内容をもって処理するものとします。

第6条（出金依頼の変更・取消）

お客様が本システムを利用して行った当社に対する出金依頼は、当社が別途定める時間内に限り、本システムにより取消あるいは金額等の変更を行うことができるものとします。

第7条（機器等の障害）

お客様の使用される端末機器及びインターネット接続ツール等に障害が発生し本システムを利用できなくなった場合は、お客様の責任において復旧に努めていただきます。

2. 前項の障害が発生した場合において、当社は、電子メール、FAX、郵便等の通信手段によってお客様からの注文を受理することは一切行わないことを、お客様はあらかじめ承諾するものとします。

第8条（非常時における対応）

非常時などにお客様が当社に連絡される際は、当社が別途定める連絡先とします。

2. 当社はお客様に対し緊急に連絡が必要となった場合は、電子メール、電話、FAX、郵便等合理的な通信手段により連絡いたします。

第9条（免責事項）

お客様は、システム上の障害等次の各号に掲げる事由により生じた損失及び損害はすべてお客様に帰属することをあらかじめ了承し、当社は一切その責任を負わないものとします。

- (1) お客様、当社及び第三者の本取引に係る一切のコンピュータ・システム、ハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動
- (2) 通信回線の故障、誤作動及び不調並びに当社との通信が不明瞭、不能等によって当社がお客様の注文を受信できない等、当社の責めに帰することのできない事由
- (3) お客様の故意または過失、その他当社の責めに帰することができない事由により、お客様 ID 及びパスワードがお客様以外の第三者により入力その他の方法で使用されて本システムが利用された場合

第10条（禁止事項）

お客様は、本システムの利用に際し、次の各号に定める事項を行わないものとします。

- (1) 当社が推奨する手段・手法以外のものを利用して本取引を行うことまたは行おうとすること
- (2) 当社が推奨する手段・手法に加工、改変等を行い、それをを用いて本取引を行うことまたは行おうとすること
- (3) 当社が推奨する手段・手法を操作するためのソフトウェア等（当社が推奨するものを除く）を用いて本取引を行うことまたは行おうとすること
- (4) お客様が本システムを利用して本取引を行うにあたり、事前に通知したうえで当社が禁止する取引

第11条（本システムの利用の解除）

次の事項のいずれかに該当する場合は、お客様の本システムの利用は解除されます。

- (1) お客様が、本システムの利用休止あるいは本取引口座の解約を申し出た場合
- (2) 当社がやむを得ない事情で利用休止を申し出た場合
- (3) 何らかの事由により、お客様が本システムを利用いただくことが不相当と当社が判断した場合

第12条（電子交付の同意）

当社は、本取引に関してお客様に交付する書面については、金融商品取引法、同法に関する政令及び内閣府令の規定に定める電磁的方法による交付（以下「電子交付」という）を行うものとし、お客様は口座開設時にこれに同意するものとします。

第13条（その他）

本約款に規定されていない条項については、本取引についての各約款の各条項が有効であり、適用されるものとします。

(2016年9月18日改定)